

「食の安全・安心の確保に関する実施した施策に関する年次報告書

(平成30年度版) 暫定版」について（概要）

食の安全・安心の確保に関する実施した施策に関する年次報告書については、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例」（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、毎年1回、県議会に報告するとともに、公表しているものです。

年次報告書(平成30年度版)の概要

1 平成30年度における食の安全・安心に関する情勢

「平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」の開催に伴い、県では、「平成30年度全国高等学校総合体育大会三重県食品および生活衛生対策監視指導計画」を策定し、食の安全・安心に係る監視指導を強化したところ、期間内に食中毒等の健康被害の発生はありませんでした。

また、第32回オリンピック競技大会（2020/東京）、東京2020パラリンピック競技大会の食材採用はもとより、大会開催後の国内取引や海外輸出の拡大を有利に進められるよう国際水準GAP、JGAP家畜・畜産物および水産エコラベルの認証取得を積極的に推進してきた結果、県内で農産物63件、畜産物2農場および水産物4件で認証が取得されています（農業高校及び農業大学校は除く）。

食品事故について、県内において毒キノコである「ニセクロハツ」を採取・喫食したことが原因の食中毒が発生し、1名が亡くなりました。また、食中毒被害の発生はなかったものの、有毒の可能性がある魚（ソウシハギ）が県内で流通する事例がありました。このような事例に対し、県では県内の直売施設や流通事業者等に対して、再発防止のための注意喚起を行いました。

なお、県内における食中毒は7件（患者数84人）の発生があり、条例に基づく食品の自主回収の報告は9件となっています。

また、平成30年9月に岐阜県で国内26年ぶりに発生した豚コレラは、これまで5府県で発生が確認されています。県では、県内での発生を防止するため、生産者等に対して消毒の徹底など、飼養衛生管理基準に基づく指導を徹底するとともに、県民に対して正しい知識の普及に努めました。

2 平成30年度に実施した施策

基本的方向ごとの主な施策の実施状況、今後の対応については次のとおりです。

基本的方向1 食品等の生産から加工・調理・販売に至るまでの監視指導体制の充実

【施策の実施状況】

- ① 農薬、肥料、飼料、飼料添加物、動物および水産用医薬品の製造事業者、販売事業者および生産者への立入検査および指導等を行った結果、重大な法令違反はありませんでした。
- ② 「三重県食品監視指導計画」に基づき、食肉等の取扱施設や観光地の食品関係営業施設を重点的に監視指導しました。また、「平成30年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）」開催に際し、県内の宿泊施設および弁当調製施設における食品の取扱や施設の衛生管理の確認ならびに弁当引換所での保管や引渡しの状況の確認等の監視指導を実施しました。

- ③ 食品等事業者団体と連携し、食品等事業者の衛生管理や表示の自主点検の取組を推進したほか、食品等事業者に対する食品表示等の監視指導、食品の収去検査、と畜検査、食鳥検査、米の品種判別等の科学的検査および貝毒検査を実施しました。その結果、重大な違反事例はありませんでした。
- ④ 豚コレラ等の発生を防止するため、生産者等に対して飼養衛生管理基準の遵守徹底の指導や、国内外での家畜伝染病の発生状況等を生産者等に周知しました。その結果、県内で豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。
- ⑤ 有毒の可能性がある魚（ソウシハギ）が県内で流通する事例が発生したことから、水産卸売市場者等に対して注意喚起を行いました。

【今後の対応】

引き続き、関係機関と連携し、監視指導および検査等を行い、適正な生産資材等の生産流通および使用ならびに食品等の生産から加工・調理・販売が行われるよう努めます。また、家畜伝染病の発生防止を図るため、発生事例を踏まえた対策の研修会等の開催と併せ、個々の農場の状況に合わせた適正な防疫指導を行います。併せて、有毒な魚介類が県内に流通しないよう水産卸売市場者等に有毒魚に関する指導・啓発を行っていきます。

基本的方向2 食品関連事業者等が主体的に食の安全・安心確保に取り組みやすい環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 「みえのカキ安心システム」や「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」など、食品等事業者等の取組をホームページ等で広く周知しました。
- ② H A C C P の制度化を含む食品衛生法の一部改正や、「食品表示法」に即した表示への円滑な移行に向けて食品等事業者および食品等事業者団体に対し、最新の関連情報を的確に提供しました。
- ③ 食品関連事業者や食品関連事業者団体のコンプライアンス意識向上のための研修を開催したほか、講習会や立入検査等の機会を通じて啓発を行いました。
- ④ 三重県産品において、国際水準G A P およびJ G A P 家畜・畜産物等の認証取得をめざし、地域G A P 推進チーム等を核に、生産者へのきめ細かな指導・助言等を行った結果、新たに農産物34件および畜産物2農場で認証が取得されました。
- ⑤ みえジビエの品質及び衛生管理のさらなる向上につなげるよう、従来の内容をさらにステップアップさせた「みえジビエフードシステム衛生・品質管理マニュアル」を制定しました。
- ⑥ 特用林産物等の品質確保のためマニュアルに基づく適正管理等を推進しました。
- ⑦ 国際水準G A P 等や水産エコラベルの認証取得の推進とそのP Rのため、首都圏のレストラン等と連携したG A P 食材フェア等を開催しました。
- ⑧ 県内において、有毒なキノコを採取・喫食したことが原因の食中毒事例が発生し、1名の方が亡くなりました。このため、直売所や食品等事業者等に対し、注意喚起を行いました。

【今後の対応】

引き続き、自主的に安全・安心確保の活動を行う食品関連事業者についての情報周知や、食品関連事業者に対する関連法令への理解やコンプライアンス意識向上のための研修会を開催していきます。併せて、流通事業者等に対して、有毒な植物等に関する注意喚起を行

っていきます。また、三重県産品が消費者の信頼を確保出来るよう、消費者ニーズや輸出拡大を見据え、国際水準G A P等の認証取得の推進と併せ、消費者や食品等事業者への認知度向上に取り組みます。

基本的方向3 情報提供や学習機会の提供により県民の合理的な選択を促進する環境の整備

【施策の実施状況】

- ① 県民が、食の安全・安心に関する知識と理解を深め、食品の選択が適切に行えるよう、ホームページ等により情報提供を行いました。
- ② 食育の推進を通じて、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるため、学校関係者を対象とした講習会を開催するとともに、子どもたち自身が自らの食生活に关心を持ち、望ましい食習慣を形成することを目的に、「みえの地物が一番！朝食メニュークール」の実施等に取り組みました。
- ③ 各ライフステージにおいて適切な食習慣の定着等を図るため、野菜摂取促進やバランスの良い食事、栄養成分表示等の活用を推進しました。
- ④ 県民が、豚コレラに関して正しい知識を持ち、適切に食品を選択できるよう、県ホームページに関連情報を掲載するとともに、県内の精肉販売店等に対してポスターや啓発グッズの配布を行いました。

【今後の対応】

県民が豚コレラ等を含む食の安全・安心に関する知識・理解を深め、適切に食品を選択できるよう、県民の立場に立った情報や学習機会を関係団体と連携し、提供していきます。

基本的方向4 多様な主体の相互理解、連携及び協働による県民運動の展開

【施策の実施状況】

- ① 食品等事業者等を対象とした食品衛生・表示の講習会および学校給食関係者等の資質向上のための講習会を開催するとともに、食品衛生責任者、国際水準G A P等の認証取得を指導する指導員、三重県農薬管理指導士および魚食リーダー等の人材育成を行いました。
- ② 食のリスクについて、相互の信頼を築き理解しあえるよう、消費者、事業者および行政による意見交換会を開催し対話を進めました。
- ③ 出前トーク等やアンケート調査の機会を利用し、県民意識の把握と県の取組への理解の醸成を図りました。
- ④ 季節に応じた食中毒の注意情報などの「食の安全・安心ミニ情報」を団体等の協力を得て広報誌等へ掲載しました。
- ⑤ 食の安全・安心に関する自主的な活動を行う団体等に対し、関連情報や啓発資料等の提供、活動内容の紹介を行うことにより活動の拡大を図りました。

【今後の対応】

引き続き、食品関連事業者等に対する食の安全・安心確保に関する資質向上及び人材育成を図るとともに、県民、食品関連事業者および行政等の多様な主体が相互理解を深め、食の安全・安心確保の取組において連携・協働していくように取り組みます。